

「新データサイエンス学部（仮称）」に係る学部等設置認可・届出書類作成等支援業務委託 仕様書

受託者は、委託者である公立大学法人横浜市立大学（以下「本法人」という。）より受託した業務を、委託契約約款に定めるもののほか、この仕様書に定める内容に従い、円滑に実施するものとする。

1 件名

「新データサイエンス学部（仮称）」に係る学部等設置認可・届出書類作成等支援業務委託

2 業務履行場所

横浜市立大学金沢八景キャンパス（横浜市金沢区瀬戸 22-2）内の指定場所ほか、本法人と受託者が協議して決定した場所

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

【参考：「新データサイエンス学部（仮称）」設置までの想定スケジュール】

- ・ 令和6年7月～令和7年3月
 - ・ 文部科学省「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」に記載された申請書類の準備に必要な構想策定の学内検討及び書類準備
 - ・ 設置構想に基づく企業等との協議
- ・ 令和7年6月 文部科学省への学部設置の事前相談
- ・ 令和7年8月～令和8年2月 高等学校への入学意向調査及び企業等への採用意向調査
- ・ 令和8年3月もしくは令和8年4月 文部科学省への学部設置認可申請もしくは届出申請
- ・ 令和9年4月 学部設置

4 業務の目的

昨今、人口減少及び少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少やSociety5.0の到来、日本の科学技術における国際競争力及び研究力の低下、「人への投資」のためのリスクリングの重要性などを受け、大学に求められる役割が大きく変化している。

こうした状況において、本法人は、令和5年4月に掲げた第4期中期計画の中で、「国際都市横浜と共に歩み、教育・研究・医療分野をリードする役割を果たすことをその使命とし、社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学を目指す」というYCUミッションのもと、国際都市横浜にある「知の拠点」として、自治体・産業界などと連携、協力しながら、社会課題の解決と持続的な発展に貢献していくこととしている。また、本学の3つの核である「教育・研究・医療」については、豊かな教養と高い倫理観により新たな価値を創造する人材の育成、オープンイノベーションによる研究成果の社会実装、多様な知の結集による市民のウェルビーイング実現への貢献などの役割を担うこととしている。

本法人は、かねてより社会の要請に応えるよう教育研究の充実や、それに対する国の支援活用の可能性について、検討を行ってきた。今回、国は、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する人材の育成を推進するための新たな基金を設け、学部再編等を検討段階から支援する助成制度を創設した。

本法人は、令和5年度募集に応募し、選定された申請内容に沿って、令和9年4月開設予定の「新データサイエンス学部」（仮称）の設置準備を行う。

5 委託業務・運営体制の内容

文部科学省「大学・高専機能強化支援事業（支援1）」に選定された令和9年4月に設置予定の「新データサイエンス学部（仮称）」について、学部等設置認可・届出書類の作成等支援業務を委託する。

- (1) 上記「3 委託期間」欄の参考にある「新データサイエンス学部（仮称）」設置までの想定スケジュール及び本学の契約締結時点の検討状況を踏まえ、受託者が全体スケジュールと作業工程を作成し、進捗管理を行う。変更が生じた場合は、都度、受託者が最新の情報に修正し、本法人に提供する。

【全体スケジュール】

- ・令和9年4月までのスケジュール（定例会議開催日、届出書類提出日、企業等との設置構想協議、施設整備等）を一表にまとめ、本法人に令和6年9月末日までに提出する。

【作業工程表】

- ・受託者は全体スケジュールの項目を踏まえ、月別の作業内容（会議資料作成、事前説明、議事録作成届出書類情報提供依頼等）を一表にまとめた作業工程表を作成し、本法人に提出する。

※契約期間中は、前月20日までに翌月分を提出すること。

- ・月に2回（各1時間程度）、本法人及び受託者の間で進捗報告を実施し、全体スケジュール・作業工程表と現時点の進捗を照らし合わせ、本法人及び受託者の間で遅延している作業の改善案を検討し、実行する。進捗報告の実施日時は、全体スケジュール・作業工程表を踏まえて、本法人及び受託者の間で協議して決定する。

- (2) 受託者は、文部科学省「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引(令和6年2月22日更新版)」

※に記載された申請書類の作成に必要な検討及び書類準備について、具体的な検討・準備を担う設置準備委員会（仮称、月2回開催予定）に参画し、文献調査、分析、報告及び文章資料・図表資料の作成並びに助言を行う。なお、契約期間中に「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」が更新された場合は、旧版との内容を比較し、変更内容を本法人に共有するとともに、変更内容を反映して本業務を履行すること。

※https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm

【設置準備委員会での業務】

- ・本法人からの依頼に基づく文部科学省等の省庁・機関、団体の教育や人材育成に係る政策、提言に関する文献調査及び分析、報告
- ・他大学（海外大学を含む）の類似学部等の文献調査、分析、報告
- ・設置準備委員会委員のコメントを踏まえた文章資料・図表資料の作成及び助言
- ・設置準備委員会議事録の作成（決定事項を明確に記載、各委員からのコメントを明確に記載

する、様式は本法人が提供する過去の会議議事録を参考に作成すること)

- (3) 受託者は、関係法令及び手続きに基づき、文部科学省事前相談及び設置認可申請・届出に向けて、設置準備委員会等の議論を基に申請書類の作文・作図等の素案作成を行う。また、本法人の指示に基づき、受託者は内容修正、申請書類間の整合性確認を行う。設置認可申請・届出書類は、設置準備委員会でその進捗を毎回報告し、現在の検討状況で申請書類内容に齟齬のないようにする。
- (4) 受託者は自治体・企業・団体等との間で実施する設置構想に関する事前協議の実施に当たって、学部再編構想の説明資料を作成する。説明資料は、A4 サイズ 4 ページ程度とし、「新データサイエンス学部（仮称）」と基盤となるデータサイエンス学部の違いが明確になるよう教育上の特色など概要を文章及び概要図としてまとめる。また、受託者は事前協議当日の次第・進行表及び終了後の議事録（設置準備委員会議事録を参考）の作成を行う。
- 上記に加えて、受託者は設置構想に関する事前協議の実施に当たって、文部科学省「大学・高専機能強化支援事業（支援 1）」の事業趣旨及び他大学の実施例をもとに、事前協議の実施対象となる自治体・企業・団体等の選定及び事前協議実施に関する助言を行う。
- (5) 学部設置に伴って新たに整備を構想する「データサイエンス棟」（仮称）に関して参考となる海外を含む他大学・他研究機関の施設設備整備状況の情報を提供する。併せて、設置準備委員会で出された委員のコメント及び他大学・他研究機関の施設設備整備状況等を基に、本法人が提示する条件の中で、「新データサイエンス学部（仮称）」の教育研究構想の実現に必要な施設設備の配置案、講義室、演習室、学生居室（教員居室を除く）のレイアウト案、必要什器案に関する資料作成及び助言を行う。
- (6) その他、本件に係る全般的な助言及び海外を含む他大学・他研究機関に関する情報提供を行う。また、「5 委託業務の内容（1）」の会議の他、本法人の求めに応じて、打合せを随時行うものとする。

6 成果物の納品及び業務完了報告

履行期間中に、成果物を電子データ（Microsoft Word、Excel もしくは Power point 及び PDF）で提出すること。本法人の求めに応じて、適宜報告を行うとともに、必要に応じて修正を行うこと。

また、契約期間の終了後に業務完了報告書を提出し、本法人の検査・検収を受けること。

委託業務内容	成果物
(1)	全体スケジュール、作業工程表、進捗報告資料、議事メモ
(2)	設置準備委員会議事録、作文・作図等資料
(3)	申請書類の作文・作図等資料、設置準備委員会議事録（報告状況）
(4)	学部再編構想の説明資料、次第案・進行案、議事録等の資料
(5)	他大学・他研究機関の施設設備整備状況に関する資料、「データサイエンス棟」（仮称）配置案、各部屋のレイアウト案、必要什器案
(6)	上記(1)～(5)に準じた資料・議事録

7 業務委託全般に係る留意事項

(1) 打ち合わせ等

ア 本業務の実施にあたり、受託者は月 2 回程度、本法人と必要な協議及び打ち合わせを行い、誠実に業務を進めること。

イ 受託者は「5 委託業務・運営体制の内容」(1)～(6)を実施するにあたって必要となる資料を、その都度作成し、本法人に提出すること

(2) 秘密保持等

ア 個人情報を含め、本業務により作成又は得られた全ての情報については、管理を徹底するとともに、他に漏らしたり、本業務の目的以外で使用してはならない。

イ 本業務により作成又は得られた全ての情報の使用・保存・処分にあたっては、秘密が保持されるよう細心の注意を払わなければならない。

ウ 本業務の委託期間の終了後、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

エ 受託者は、業務責任者及び作業従事者に対し、個人情報保護に関する研修を実施し、研修実施報告書（本法人の指定する様式）を提出しなければならない。

(3) その他

ア 本法人が保有するデータについては、必要性を鑑みた上で、受託者が十分に管理できると判断する場合に限り可能な範囲で提供する。

イ 受託者は会議・打合せ・調査・協議・検討資料等を作成し、設置準備委員会及び進捗報告等に提出するものとする。

ウ 事業実施により得た情報は、全て本法人に帰属するものとする。

エ 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及び体制について、事前に本法人と協議し、承認を得なければならない。

オ 本業務に必要な経費は全て委託料に含めるものとする。

カ 本仕様書に定めるもののほか、契約の履行について、必要な事項は本法人及び受託者が協議の上、決定するものとする。